

岸和田市市制施行100周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 この委員会の名称は、岸和田市市制施行100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、岸和田市市制施行100周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実行委員会が主体となって行う記念事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 協賛事業及び冠事業の承認に関すること。
- (3) 各種団体の記念事業の広報及び啓発に関すること。
- (4) その他記念事業の円滑な推進に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、市内各種団体の代表者又は役職者等をもって構成する。

- 2 実行委員会に、会長1名及び副会長及び監事各2名の役員を置く。
- 3 会長は、岸和田市長をもって充てる。
- 4 その他の役員は、会長が実行委員会の同意を得て、委員のうちから選任した者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期等)

第6条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、選任されたときから第13条の規定に基づき実行委員会が解散するときまでとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

- 2 委員等がその所属団体の役員を退任した場合の他、委員等に特別な事情が生じたときは、会長は、その職を解き、必要に応じてその後任者を補充することができる。
- 3 前項の規定により選任された委員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、第2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の実行委員会において報告する。

(会議)

第7条 会長は、実行委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 実行委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 部会に付託及び委任する事項に関すること。
  - (5) 役員（会長を除く。）の選任の同意に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席をもって開会し、議事は、会長を除く出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 5 会長は、実行委員会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、委員の書面表決をもって会議の議決に代えることができる。

(事業部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会に事業部会を置くことができる。

- 2 事業部会は、実行委員会から付託された事項について調査審議し、部会長はその結果を実行委員会に報告しなければならない。
- 3 事業部会は、実行委員会から委任された事項について審議決定し、部会長はその結果を必要に応じて実行委員会に報告する。
- 4 事業部会は、次に掲げる者のうちから会長が指名するものをもって構成する。
  - (1) 委員の所属団体から推薦を受けた者
  - (2) 公募の市民
  - (3) その他会長が特に必要と認める者
- 5 事業部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 7 部会長は、事業部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長がその職務を行うことができない場合又は不在の場合は、その職務を代理する。
- 9 部会長は、事業部会を招集し、会議を主宰する。
- 10 事業部会は、部会員の過半数の出席をもって開会し、議事は、部会長を除く出席部会員の過半数で決する。ただし、可否同数の時は、部会長の決するところによる。
- 11 部会長は、事業部会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、部会員の書面表決をもって会議の議決に代えることができる。
- 12 部会員の任期等は、第6条の規定を準用する。
- 13 その他、事業部会に関し必要な事項は、実行委員会に諮って会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、実行委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき又は実行委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定に基づき専決処分したときは、次の実行委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岸和田市総合政策部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 岸和田市の負担金の額は、岸和田市の予算の範囲内とする。

3 実行委員会の委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

4 前項の規定は、部会員に準用する。

(会計)

第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計について必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、岸和田市の財務に関する諸規程等を準用する。

(解散)

第13条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに実行委員会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第14条 実行委員会が解散する場合において、その残余財産は岸和田市に帰属するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年 月 日から施行する。

(失効)

2 この規約は、実行委員会において解散が議決された時にその効力を失う。